

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■ 対象となる人

老齢基礎年金を受給している人

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約472万円以下である

■ 請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは石巻年金事務所へお問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』

☎0570-05-4092

石巻年金事務所

☎0225-22-5115

国民年金だより

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出してください

所得税の課税対象となる人には、日本年金機構から「令和6年分扶養親族等申告書」が9月中旬から送付されていますので、お手元に届き次第、ご記入の上、期日までに投函してください。税制改正により、提出が不要な場合がありますので、詳細については、同封されているリーフレットをご確認ください。

◎所得税の課税対象となる人

老齢または退職を支給理由とする年金の支給額が以下に該当する人

- ・65歳未満の人：108万円以上
- ・65歳以上の人：158万円以上

☎ 日本年金機構 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115

おらほの

納

税

教室

そろそろ確定申告手続き、住民税申告手続きの準備を始めましょう!!

確定申告手続き	
内容	毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。
	住民税申告手続き
	毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する翌年度の住民税額を計算するために町に申告する手続きです。 原則として、1月1日時点で南三陸町に住民登録がある人全員が対象になります。 ただし、次に該当する人は住民税申告をする必要がありません。 ・給与収入のみで、勤務先で年末調整が済んでいて、ほかに所得がない人 ・税務署に確定申告書を提出した人 ・公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更がない人 ※前年中に収入がなかった人は、町に「収入のない旨の届出書兼扶養控除の申出書」の提出が必要です。
期間	毎年2月16日～3月15日
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・前年中の収入金額がわかるもの（源泉徴収票、事業収入がある場合は収支内訳書など） ・各種控除証明書類（社会保険料/生命保険料/地震保険料/医療費/障害者手帳など） ・被扶養者の所得金額がわかるもの（源泉徴収票など） ・マイナンバーカード（本人確認書類の提示または写しの添付が必要なため） ※マイナンバーカードがない場合は、①番号確認書類、②本人確認書類が必要となります。 ・本人名義の預貯金通帳など（還付または納付の際に口座情報がわかるもの）

前年中に収入がない人も申告が必要です!

前年中に収入が全くなかった人や、非課税所得（遺族年金、障害年金、失業保険など）のみの人、家族などに扶養されている人も住民税の申告が必要です。

申告がなされると、町では収入や所得の情報が分からないため、翌年度分の所得証明書や非課税証明書などの発行ができません。また、「非課税者」として扱うことができないため、国民健康保険税の軽減が受けられない、介護保険料などの所得判定が正しく行えない、各種手当などの支給が止まってしまうなど、所得情報が必要となる制度において正しい取り扱いができなくなる場合があります。

各種保険料(税)の軽減が受けられない



税証明書の交付が受けられない

※「収入のない人」「非課税所得のみの人」に該当する場合は、毎年1月に町から送付される冊子「町県民税申告の手引」内の「収入のない旨の届出書兼扶養控除の申出書」を次のいずれかの方法により忘れずに提出してください。

- ①世帯のどなたかが町の申告会場で申告される場合→町申告会場の提出
- ②町の申告会場で申告する世帯員がいない場合→役場町民税務課または歌津総合支所に直接提出
- ③「南三陸町役場町民税務課」宛てに郵送で提出

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

固定資産税……………第3期
国民健康保険税……………第5期
介護保険料……………第4期
後期高齢者医療保険料…第4期

納付期限
10月31日(火)

口座振替日
10月25日(水)